

平成26年第1回与論町議会臨時会

会 議 錄

平成26年5月30日

与 論 町 議 会

# 平成26年第1回与論町議会臨時会会議録

平成26年5月30日（金曜日）午後3時23分開会

## 1 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第38号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第39号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第5 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて  
(平成25年度与論町一般会計補正予算（第8号）)
- 第6 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて  
(平成26年度与論町一般会計補正予算（第1号）)

## 2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆壽君
5番 喜山 康三君	6番 供利 泰伸君
7番 野口 靖夫君	8番 麓 才良君
9番 福地 元一郎君	10番 大田 英勝君

## 3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

## 4 地方自治法第121条による出席者（5人）

町長	南政吾君	副町長	川上政雄君
総務企画課長	沖野一雄君	税務課長	久留満博君
町民福祉課長	酒勺徳雄君		

## 5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	川畑義谷君	係長	川上嘉久君
------	-------	----	-------

開会 午後 3 時 23 分

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成 26 年第 1 回与論町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、1 番林 敏治君、7 番野口靖夫君を指名します。

### 日程第 2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

### 日程第 3 議案第 38 号 平成 26 年度与論町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（大田英勝君） 日程第 3、議案第 38 号、平成 26 年度与論町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第 38 号、平成 26 年度与論町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金 2600 万円を計上しております。歳出におきましては、社会福祉費に国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金 2600 万円を計上しております。歳入歳出予算にそれぞれ 2600 万円を追加し、一般会計予算総額 38 億 1085 万 8000 円となっております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。  
これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） 繰上充用について内容の説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） 平成 24 年度と 25 年度を比べた場合、収入増の要因と支出減の要因がございまして、収入増といたしましては、国庫支出金の増や療養給付費等交付金の増額がございました。療養給付につきましては、退職被保険者の医療費の適正化があり、長年会社に勤めていた方は、一般被保険者から退職被保険者となり医療費が社会保険から支払われる所以、その医療費の適正化を行ったために発生した収入増となっております。また、保険給付費が 1919 万円ほどの減でしたが、この

ようなことから、24年度と25年度を比べた場合2552万円余り減少しており、その分が繰上充用額ということで計上しております。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 非常に財政的には好ましい状況になっていると思われるのですが、一般会計から2600万円を繰り入れているわけですが、今まででは5000万円とか6000万円近く出ていたのが今回はものすごく少ない金額で済んでいますが、それには、給付額が増えたとか給付の減があったなどと説明がありましたが、来年、再来年に向けてはどういう推測をされているのか、お聞かせください。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 各市町村が一番頭を痛めているのはこの問題です。他の市町村では億に近い単位の問題になっているところもあります。今までなかつたものに去年以降一般会計から継ぎ足しているという状況にあります。私どもとしては、保険者は県になってもらいたいのですが、それを県のほうは広域にしようということで、やり取りを行っていたのですが、結果的に国のほうは県でやるべきであるという判断をして、その方向に今進んでいるわけであります。ただひとつ問題があるのは、保険料が与論町の場合は安くなっていますが、鹿児島県が保険者になった場合にはこれが上がる可能性が高いということで、これを検討する必要があるのではないかという問題があります。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 少し補足説明をさせていただきます。

今、町長が申し上げましたとおり、国保関係のスケジュールですけれども、これらの情報は国保新聞というものがありますが、それを私がインターネットで見た情報なのですが、今年度を上半期と下半期に分けた場合、下半期当たりで通常国会で国保の法律の一部改正が提出されるということで、コンピューター関係のいろんなシステム改修などがございますので、目標としては29年度から都道府県を国保の被保険者にする方向へ持っていくたいということで準備を進めていると聞いております。ですから、今は26年度ですので、29年度まで持ちこたえなければならないということになります。そして、国のほうでは24年度に国保の一部改正を行って国保の構造的な問題がありますが、簡単に言えば小さな保険者、与論町のように脆弱な保険者が多いということ。それから、市町村ごとに保険料であるとか財政力の格差が大きいことを解消するために、24年度に国保法を改正しまして、県からお金が下りてくる国保の財政調整交付金というものがありますが、それを医療費関係の医療給付費の7%から9%に引き上げて市町村に交付するという制度や、国保保険財政共同安定化事業は高額療養費等を充実させるということで、国も頑張って財政の厳しい市町村を助けるために国の交付金も増やす方向になっています。あと2年間それを持たなければ29年度から都道府県のほうに移行するということになるわけですが、ただ、綱引きが行われています。例えば全国知事会などは非常に慎重な意見を出されています。例えば、市町村の保険料の違いをどうしていくかという問題があるものですから、全国知事会では、はっきり言って反対をしているという状況になっています。

また、市長会は国の動きを見て町村会の歩調に合わせるという形になっていますけ

れども、かなり差があります。もちろん全国町村会につきましては、ぜひ都道府県単位で進めていただきたいということで取り組んでいるようあります。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 国の施策などを細かく説明いただきありがとうございます。

今、町長が言われた、県単位になったときに逆に被保険者の負担が大きくなる懸念があると。逆に積極的に努力している自治体は将来は高負担になると。今の状況からすると与論町の場合はかなり不利になるというふうに受け取っているのですが、ぜひこの辺についても今度議会にも連絡をいただきながら、どう対応していくかを慎重に検討していただきますようお願いしておきます。

また、総務企画課長がおっしゃられた、今年もまた国保が改正され、高額医療が充実されるということをお聞きしたのですが、この高額医療が充実されることによって、国保の負担も減ってくるのではないかと感じますが、今後高額医療はどうなりますか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。結論的には、平成27年1月から所得額に応じて細分化された限度額が見直されることになっております。所得区分というものがございまして、住民税が上位所得者、一般、非課税という項目がございますけれども、上位所得者の中で、今年の12月末までの収入のうち、所得が600万円以上901万円以下と901万円以上という2段階に細分化される予定でございます。一般世帯のほうも27年1月からは2段階に細分化される予定でございまして、210万円以下と210万円以上600万円以下になりまして、これは70歳未満の負担区分の分け方となります。また、70歳以上74歳未満については、自己負担額の限度額は据え置きという形になっております。以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 2点お聞きしてみたいと思います。

1点目は不公平化についてです。税務課長がおられますからお聞きしてみたいのですが、今繰上充用をしなければならないのは、保険財政が非常に不足しているから補うわけですよね。そうした場合には国保税の不公平化があるということです。もう1点は、税金を滞納している場合に、時効によって滞納分を切り捨てた場合、また不公平化が生まれます。真面目に税金を払ってきた人は損をして、払わなかつた人は得をしたという話が聞こえています。これは大きな問題だと私は思っています。

それと、去年、一昨年と台風が来て災害がありました。そこで一番考えなければならないのが、全壊と半壊の区別についてです。半壊の場合は少しのお金しか給付されないのでに対して、全壊の場合は莫大なお金が給付されています。私は、半壊も全壊も修復にかかる費用は同じぐらいだと思っています。それで町民の中に不公平感が生まれてきているということも聞こえています。そういうこともある関係で私が申し上げたいことは、国、県、市町村に係る今の喜山議員とのやり取りのことについては分かりますが、今に始まったことではないので、市町村が頑張っていて、県もそれなりの言い分でもって国に訴えているし、国にも言い分があるということも分かりますが、それも大事ではありますが、我々が考えなければならないことは、与論町民の間で不公平感がある中で、納税意識の高揚が図れるのかということを議員も執行部も考えな

ければならないのではないかと思います。その件については税務課長、どう思われますか。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（久留満博君） まず、25年度の国保税について私なりの考えを申し上げたいと思います。25年度の国保税は約1億円です。そのベースとなる所得額は、国保世帯が1222世帯ありますけれども約7億円です。その7億に8.2%の税額をかけますと5700万円という所得割が出てきます。残りの4300万円につきましては、平等割と均等割のほうで課税をさせていただいております。つまり、所得割と平等割・均等割というのはだいたい50%ずつということになります。今年度の2600万円を所得割で上げるということになると、所得が10億5000万円ぐらいないとこの2600万円というお金の捻出はできません。所得割と平等割というのは一緒なので、税率だけで考えるとそのようになるわけです。私が持っている資料によりますと、平成21年度の所得が8億8000万円ありまして、これを同じく8.2%で計算しますと7200万円あったわけあります。その21年度の収入は主に農業関係だと思っていますが、所得があれば今年の分は何とかカバーできたような計算になるようです。

今後、医療費の伸びというのも考えられるわけですが、最終的に所得割だけで計算していくと、15%ぐらいに税率を上げていかないと所得割プラス平等割・均等割での運営はできない現状になるようです。これは例えば2割軽減、5割軽減、7割軽減だとかもありますけれども、過去5年間の推移でみましても7割軽減のほうが約6%多くなっています。5割軽減のほうは横ばいです。2割軽減のほうが約1割多くなっているということです。つまり、町全体的に所得が若干冷え込んでいる中で、一般会計からの繰り入れをやむなく行っている状況であります。

もう1点の災害についてですが、これには、県の災害についての基準がございまして、家屋を100と見た場合、屋根部分が1割、壁が1割、床が1割、天井が1割などという基準がありますが、屋根が全部飛んだ家屋の場合は、屋根が全部無くなると天井や壁なども被害が出て20%、30%と加算をされていきますが、だいたい70%以上の家屋の崩壊がないと全壊という判断にはなりません。それ以下ですと、一部半壊から大規模半壊になっていきますので、昨年・一昨年と台風災害がありましたけれども、一昨年の台風は30数年来の台風ということで、若干過大評価もあったのではないかと税務課では判断しています。去年の台風につきましては、被害の割には税金の減額が少なかったというのは、その辺の兼ね合いもあったと思われます。

長くなりましたが、もう1点は未評価の家屋が与論町は非常に多いということです。今回、被害を受けた家屋の中にも3分の1ぐらいは増築した部分とか、未評価の家屋があつたりして、実際に我々が課税している台帳と比べた場合に、対象になつていない部分もありましたので、税の平等課税につきましては全島調査というのも必要ではないかと思っています。以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私がなぜこういうことを質問するかというと、税法は与論町で変えることはできないと思います。それは分かりますが、ただ問題は、全壊でも半壊で

も補修費用にかかる金額は大体同じぐらいなのです。これは、与論町に住んでいる方なら誰もが経験したと思います。それなのに、災害が起きたら医療機関にかかる率は上がるのです。しかし、税金を払う率は下がるのです。逆効果なのです。そういうことを思う時に、我々は災害が起きた時には現場主義を取らなければならないと思います。どういうことかといいますと、県の基準でそれを算定したら大きな過ちがあると、そこで町民に対する不公平感が生じます。町民の間では、隣の人は半壊だったが、私は全壊だったが、補修工事には同じくらいの費用がかかっている。しかし、国保税の支払い負担分は、全壊した家屋の世帯は相当軽減されているが、半壊の世帯はほとんど軽減されていないという現状があります。こういう形で不公平感が生まれてきているのです。そういうことから、今後税の不公平感を払拭するには、災害時には考えなければならないということが1点。もう1点は、時効による税の切り捨てについてです。医療機関からは請求が来るわけですから、それに対する税の負担率が上がってくるのは当たり前のことです。だから、一般会計からの繰上充用が必要なのです。そこで私が申し上げたいのは、その時効の切り方です。眞面目に支払った人は損をして、未納の人は不納欠損で切り捨てるということがあるということで、時効制度を適用したこと、不公平感が町民の中で生まれてきているということです。なので、国保税を払わなくてもいいような風潮があるということなのです。税務課長は分かっていると思いますが、そこら辺はしっかり考えてもらわないと、ただ単に、不納欠損で切り捨てれば徴収率が上がって、県からの補助金が増えるということだけを考えて時効制度を活用しているのであれば、その時効制度は検討しなければいけないのではないかということを、今のうちに申し上げているわけです。結論を言ってくださいというわけではないですが、そういうことも考えないと、繰上充用のときに高額な負担金を一般会計から繰り入れなければならないことがあるということを、考えていかなければなりませんということなのです。答弁は要りません。以上です。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終ります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第2号）は原

案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第4 議案第39号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大田英勝君） 日程第4、議案第39号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第39号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、平成25年度の決算において歳入不足が見込まれるため、平成26年度予算から繰上充用を行うものです。補正は、歳入で、一般会計繰入金2600万円の追加、歳出で、前年度繰上充用金2600万円を追加計上しております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成25年度与論町一般会計補正予算（第8号））

○議長（大田英勝君） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成25年度与論町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成25年度与論町一般会計補正予算（第8号））について、提案理由を申し上げます。

衆議院議員補欠選挙費に係る予算等を平成25年度与論町一般会計補正予算第8号として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、株式譲渡所得割交付金61万4000円、特別交付税9003万1000円、土木費国庫補助金1330万円などを増額している一方、財政調整基金繰入金9287万円、公営住宅建設事業債1240万円などを減額しております。歳出としまして、衆議院補欠選挙費50万9000円を増額している一方、社会福祉総務費129万1000円を減額しております。歳入歳出予算にそれぞれ78万2000円を減額し、一般会計予算総額47億986万5000円となっております。

御審議され承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 専決処分の承認に関しては同意することといたしますが、この前、議会報告会を行ってまいりましたが、ある自治公民館の会場で町民から選挙のたびに期日前投票場所が変わるという話があり、高齢者等は場所がわからず困ってしまうという話が出ました。私もそう思いますが、あちこちに投票場所を変えないで、もちろん変えた理由はあると思いますが、その理由は伺いませんが、期日前投票の投票場所が極力変わらないように、また、高齢者や障害を持っている方々にも優しく、段差がないような場所を選定したほうが好ましいと思いますので、執行部を代表して総務企画課長の答弁をお願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） ごもっともな御提案、そのとおりでございまして、私も期日前投票で投票される方々からそのような声をお聞きしています。したがいまして、これまで諸事情から場所をころころ変えて非常に申し訳ない対応をしてまいりましたけれども、今回の補欠選挙の場合には新しい防災センターで実施させていただきました。今後、当分の間は防災センターを利用させていただいて、今のところ変更する気はございません。そのような形で御理解いただければと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成25年度与論町一般会計補正予算（第8号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成25年度与論町一般会計補正予算（第8号））は承認することに決定しました。

-----○-----

## 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成26年度与論町一般会計補正予算（第1号））

○議長（大田英勝君） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（平成26年度与論町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（平成26年度与論町一般会計補正予算（第1号））について、提案理由を申し上げます。

衆議院議員補欠選挙費に係る予算を平成26年度与論町一般会計補正予算第1号として専決処分いたしました。

歳入としまして、総務費委託金278万5000円、財政調整基金繰入金7万3000円を計上しております。歳出としまして、衆議院補欠選挙費285万8000円を計上しております。歳入歳出予算にそれぞれ285万8000円を追加し、一般会計予算総額37億8485万8000円となっております。

御審議され承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（平成26年度与論町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（平成26年度与論町一般会計補正予算（第1号））は承認することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----  
閉会 午後4時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 野口靖夫